

新（改正後）	旧（改正前）
<p>私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）交付要綱</p> <p>平成 11 年 4 月 1 日 文部大臣裁定 平成 13 年 1 月 6 日 一部改正 平成 13 年 4 月 1 日 一部改正 平成 21 年 4 月 1 日 一部改正 平成 22 年 4 月 1 日 一部改正 平成 23 年 11 月 21 日 一部改正 平成 25 年 4 月 8 日 一部改正 平成 27 年 5 月 14 日 一部改正 平成 28 年 3 月 18 日 一部改正 平成 28 年 4 月 18 日 一部改正 平成 28 年 11 月 1 日 一部改正 平成 29 年 5 月 1 日 一部改正 平成 30 年 6 月 4 日 一部改正 平成 31 年 4 月 1 日 一部改正 令和 2 年 4 月 3 日 一部改正 令和 3 年 2 月 4 日 一部改正 令和 3 年 4 月 1 日 一部改正 令和 4 年 10 月 18 日 一部改正 令和 5 年 6 月 16 日 一部改正 令和 6 年 4 月 4 日 一部改正</p> <p>第 1 条～第 2 1 条 略 【別表 1】～【別表 2】 略</p> <p>附則（平成 25 年 4 月 8 日） 略 附則（平成 28 年 3 月 18 日） 略 附則（平成 28 年 4 月 18 日） 略 附則（平成 28 年 11 月 1 日） 略 附則（平成 29 年 5 月 1 日） 略 附則（平成 30 年 6 月 4 日） 略 附則（平成 31 年 4 月 1 日） 略 附則（令和 2 年 4 月 3 日） 略 附則（令和 3 年 2 月 4 日） 略 附則（令和 3 年 4 月 1 日） 略 附則（令和 4 年 4 月 1 日） 略 附則（令和 4 年 10 月 18 日） 略 附則（令和 5 年 6 月 16 日） 略</p>	<p>私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）交付要綱</p> <p>平成 11 年 4 月 1 日 文部大臣裁定 平成 13 年 1 月 6 日 一部改正 平成 13 年 4 月 1 日 一部改正 平成 21 年 4 月 1 日 一部改正 平成 22 年 4 月 1 日 一部改正 平成 23 年 11 月 21 日 一部改正 平成 25 年 4 月 8 日 一部改正 平成 27 年 5 月 14 日 一部改正 平成 28 年 3 月 18 日 一部改正 平成 28 年 4 月 18 日 一部改正 平成 28 年 11 月 1 日 一部改正 平成 29 年 5 月 1 日 一部改正 平成 30 年 6 月 4 日 一部改正 平成 31 年 4 月 1 日 一部改正 令和 2 年 4 月 3 日 一部改正 令和 3 年 2 月 4 日 一部改正 令和 3 年 4 月 1 日 一部改正 令和 4 年 10 月 18 日 一部改正 令和 5 年 6 月 16 日 一部改正</p> <p>第 1 条～第 2 1 条 略 【別表 1】～【別表 2】 略</p> <p>附則（平成 25 年 4 月 8 日） 略 附則（平成 28 年 3 月 18 日） 略 附則（平成 28 年 4 月 18 日） 略 附則（平成 28 年 11 月 1 日） 略 附則（平成 29 年 5 月 1 日） 略 附則（平成 30 年 6 月 4 日） 略 附則（平成 31 年 4 月 1 日） 略 附則（令和 2 年 4 月 3 日） 略 附則（令和 3 年 2 月 4 日） 略 附則（令和 3 年 4 月 1 日） 略 附則（令和 4 年 4 月 1 日） 略 附則（令和 4 年 10 月 18 日） 略 附則（令和 5 年 6 月 16 日） 略</p>

附則（令和6年4月4日）

第1条 この要綱は、令和6年4月4日から施行する。

第2条 別表1のうち、「アスベスト等対策工事（1園当たり400万円以上の事業を補助対象とする）」とあるのは、「アスベスト等対策工事（事業費の下限はないものとする）」と読み替えるものとする。

第3条 前条は、令和6年度末までに交付を決定するものについて適用する。